

# 三鷹市における平和施策の推進に関する条例の一部を改正する 条例（案）（骨子）

## 1 三鷹市における平和施策の推進に関する条例の一部を改正する条例（案） （骨子）

### （1）改正の背景・目的

戦後 80 年を迎えて改めて三鷹市における平和施策の推進に関する条例（平成 4 年三鷹市条例第 15 号。以下「本条例」という。）の前文に掲げる「平和を愛する心の輪を世界に広げ、人々が共に生き、手をつなぎ、助け合う社会を築くため、草の根の広がりのある平和を進める」という視点の重要性が増している。

今後の三鷹市における中長期的な平和施策の取組の方向性を示し、戦争の記憶と戦禍を二度と繰り返してはいけない思いを次世代に引き継いでいくため、本条例の一部改正を行う。

### （2）名称の変更

本条例が平和事業等の推進に関するものであることが、多くの市民にわかりやすいように「三鷹市平和推進条例」に名称を改める。

### （3）平和事業の追加

平和文化の振興と顕彰を平和事業に追加する。

### （4）「三鷹市平和の日」の制定

- ア 三鷹市平和の日は、11 月 30 日とする。
- イ 平和の日を中心として、平和の意義を確認し、平和意識の高揚を図るための事業を実施する。

### （5）「三鷹市平和文化功労者」制度の創設

- ア 平和に関する顕著な功労のあった者を三鷹市平和文化功労者として顕彰する。
- イ 三鷹市平和文化功労者として顕彰できる者は、以下に掲げる要件をすべて満たしている者とする。
  - （ア）平和文化の醸成、啓発及び継承に顕著な功労があった者
  - （イ）三鷹市に居住していた者又は三鷹市に縁故の深い者
  - （ウ）平成元年 11 月 30 日時点に生存していた者又は平成元年 11 月 30 日の翌日以降に誕生した者
  - （エ）三鷹市平和文化功労者選考委員会の開催日よりも前に死亡している者
- ウ 顕彰の決定は、三鷹市経営本部規則（平成 16 年三鷹市規則第 15 号）に定める首脳部会議の構成員（市長を除く。）で組織する三鷹市平和文化功労者選考委員会の推挙に基づき市長が行う。